

第4章 方法書に対する環境の保全の見地からの 意見の概要及びそれに対する事業者の見解

第4章 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要及びそれに対する事業者の見解

方法書について提出された意見書に記載された意見の概要及びそれに対する事業者の見解は、以下のとおりである。

1 環境保全の見地に関する意見

| 番号 | 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要 | 左記意見に対する事業者の見解 |
|----|--|--|
| 1 | 大気調査地点について、約1,000mの範囲から選択するとされている。しかし、北風がよく吹くのが通常であり、煙が私たちの地域（調査範囲外の地域）へ流れてくると考えられ、将来的に大気汚染が発生するのではないかと心配している。そこで、調査範囲を事業実施区域から3,000mの範囲までに拡張してもらえないか。 | 大気質の現地調査地点は、想定される施設規模や文献から得られる最多風速等の条件を用いて試算した排ガスの最大着地濃度出現距離を基に、半径約1,000mの範囲を基準に風向等を勘案して選定しました。また、予測については、より広い範囲を対象に約5,000mの範囲で影響を予測しており、その結果を「第7章 7-1-1 大気質」に記載しています。 |
| 2 | 鳥取県の土砂災害警戒区域等が可燃物処理施設（以下「施設」という。）の建設位置付近に多くある。工業団地造成予定地、施設建設位置付近の図面に土砂災害警戒区域等も重ねて図示してほしい。 | 対象事業実施区域付近の土砂災害危険箇所は、尾根を隔てた別の谷が指定されており、対象事業実施区域周辺にはありません。これら土砂災害危険箇所と予定地との位置関係は、準備書P3-114及び116（図3-3.7）に示しています。なお、工業団地造成予定地に関しては、鳥取市において、対応されるものと考えています。 |
| 3 | 「高津原地区」、「今在家地区」に調査地点がない。水質、大気調査は必要である。 | 調査項目・調査地点は、風向の状況、水路の状況、対象事業実施区域と集落の位置関係等を考慮して選定しています。その結果、高津原地区については、対象事業実施区域の西側代表地点として大気質及び土壌の調査を追加することとしました。その結果を、「第7章 7-1-1 大気質 1. 調査」に記載しています。 |
| 4 | なぜ「徳吉地区」には大気調査地点しかないのか。「悪臭」調査も必要である。 | 悪臭は、発生源に近くなるほど影響が大きくなる性質があることから、調査地点は対象事業実施区域の近傍の民家及び集落を選定しました。 |
| 5 | 工業団地造成で埋められる予定の田、造成後残る田の水質調査も必要である。 | 鳥取市が実施される工業団地の造成は、環境影響評価の対象外です。工業団地の造成に伴って、農地に関わる水質検査が必要であれば、鳥取市において、対応されるものと考えています。 |

| 番号 | 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要 | 左記意見に対する事業者の見解 |
|----|--|---|
| 6 | 千代川流域の調査地点1箇所は少ない。なぜ釜口地区付近の1箇所なのか。 | 千代川の水質の調査地点は、国英地区の農業用水を取水している地点の上流1地点と八東川が合流した後の千代川下流1地点を調査地点としました。その結果は、「第7章 7-2-1 水質」に記載しています。なお、この2地点は、対象事業実施区域を挟む位置にあります。 |
| 7 | 地下水(簡易水道水源井戸)のみでなく、山沿集落付近の地下水脈を厳密に調査することが必要である。 | 地下水の調査地点は、多くの方が飲料水として利用している簡易水道の水源地の2箇所を調査地点に選定しました。 また、施設から発生する排水(工程排水、生活排水)は、必要な処理を行った後集落排水処理施設に放流する計画であり、公共用水域への放流はありません。したがって、地下水脈の厳密な調査は必要ないと考えています。 |
| 8 | 施設への搬入、搬出道路、工事用道路付近の調査は、現在ある運動場の調査地点で補われるのか。水質調査も必要である。 | 施設への搬入・搬出道路としては、基本的に河原インター線を利用する計画であり、この影響を予測・評価するために、河原インター線に近い集落等で調査を行いました。 水質については、方法書に示した水質調査で把握できると考えています。 |
| 9 | 「悪臭」調査は4季必要である。 | 悪臭は、気温が高くなり腐敗等が進行し易くなる暖候期に調査を行いました。この時期は、最も悪臭の影響を受けやすい時期でもあることから、暖候期を調査時期として選定しました。 |
| 10 | 「土壌」調査は特に土砂崩壊溪流等も付近にあることから地質・地形等詳しく調査してほしい。 | 対象事業実施区域では、別途地質・地形等の調査を実施しており、その結果を資料編(資料6-1)に記載しました。 |
| 11 | 調査が「予測値」だけでは大変危険である。緑が少なくなり、自然崩壊が進み、環境が変化することには危惧を感じる。現在の森は何パーセント残るのか。 | 環境影響評価では、工事中及び施設の供用後に事後調査を行う計画であり、予測結果との対比や環境保全措置の実施状況の検証を行います。事後調査計画の内容については、「第10章 事後調査計画の内容」に記載しました。 また、緑地については、現在の森を保全する残地森林の比率が約26%、新たに整備する新設緑地が約18%であり、敷地全体で約44%の緑地を確保する計画としています。 |

2 環境保全の見地以外の意見

| 番号 | 方法書に対する環境の保全の見地からの意見の概要 | 左記意見に対する事業者の見解 |
|----|--|---|
| 1 | <p>当部落は「廃棄物処理施設整備事業」に関する環境影響評価を含む、関連する一連の事業を行うことに絶対反対します。</p> | <p>東部圏域では、現在4つの可燃物処理施設が稼働しておりますが、いずれの施設も老朽化が進行しており、新しい施設の建設が緊急且つ最大の課題となっております。</p> <p>このような状況の中、本組合では河原町国英地区を建設候補地として最適地であると判断し、平成18年4月以来地元関係者の皆様と話し合いを重ねてまいりました。</p> <p>施設を整備するに当たっては、環境に最大限配慮した施設にしたいと考えており、地元関係者の皆様と十分に話し合っ理解を得ていきたいと考えています。</p> |
| | <p>(理由1) この地域は環境保全の見地から、自然のまま保持する必要があります。</p> | <p>(理由1)について 環境影響評価は、自然環境についても実施します。また、評価結果は、事業計画に反映させ、周辺環境に影響を与えないよう配慮し、環境の保全に努めます。</p> |
| | <p>(理由2) 平成3年1月29日に八頭環境施設組合と地域住民が取り交わした協定書に反する行為である。</p> | <p>(理由2)について 本組合は、八頭環境施設組合と地域住民との間で協定書が締結されていることは承知しているところです。</p> <p>八頭環境施設組合においては、協定書に従い、平成21年6月30日に「クリーンセンターやず」を操業停止され、現在当該地域の可燃ごみは、鳥取市西今在家にある「鳥取市神谷清掃工場」で処理されています。</p> <p>また、当該協定書の中に「次期施設は本施設及びその周辺には設置しないものとする。」との項目がありますが、この項目については、情勢の変化や環境保全対策の実施について説明し、引き続き関係住民の皆様と協議していきたいと考えています。</p> |
| | <p>(理由3) 環境調査を初めとする建設計画についての大多数住民の不理解を差し置いて、「一定の理解が得られた」との市長の一方的見解の報道は、地区住民の意見に背く内容で、住民無視の行為である。</p> | <p>(理由3)について 本組合は、平成18年4月に国英地区部落長会において、環境影響評価の実施について申し出を行って以来、環境影響評価の方法や可燃物処理施設の内容等の説明を行ってきた結果として、このたび、環境影響評価の現況調査については、一定の理解が得られたと考え、環境影響評価に踏切ったものです。</p> |
| 2 | <p>重要な問題の情報は地区住民に的確にかつ素早く提供できるよう今後周知してほしい。</p> | <p>本組合は、毎月「国英だより」を発行する等、広く住民の皆様への情報提供に努めてまいりました。今後は、さらに積極的に情報提供を行っていきます。</p> |

